

検体検査実施料新規収載のお知らせ

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のお引き立てをいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、この度、2018年8月31日付厚生労働省保険局医療課長通知「保医発 0831 第1号」にて、下記項目の検体検査実施料が2018年9月1日より新規適用されることになりました。

取り急ぎご案内いたしますので、宜しくお取り計らいの程お願い申し上げます。

敬具

記

■「検査実施料」の新規収載

●実施料が新設された項目

区分	検査項目名	検査方法	実施料	判断区分 判断料	注
D007 血液化学検査					
30	25-ヒドロキシビタミンD	電気化学発光免疫測定法 (ECLIA法)	117	生化学 I 144	*

[*]ECLIA法を用いた25-ヒドロキシビタミンD

- ア ECLIA法を用いた25-ヒドロキシビタミンDは、区分番号「D007」血液化学検査の「30」KL-6の所定点数に準じて算定する。
- イ 本検査は、原発性骨粗鬆症の患者に対して、ECLIA法により測定した場合にのみ算定できる。ただし、骨粗鬆症の薬剤治療方針の選択時に1回に限り算定する。
- ウ 本検査を行う場合には、関連学会が定める実施方針を遵守すること。